

消費生活センター

新生活の消費者トラブルは『消費生活センター』へ相談しましょう

春は進学や就職などに伴い、一人暮らしを始めるなど、新しい環境で生活を始める人が多くなる季節です。

特に、今年の4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、今まで未成年とされていた18歳、19歳が4月になると同時に成年になります。成年として、親権者の同意なく自分の意志で自由に賃貸物件を契約することや、クレジットカードを作ることができるようになります。初めて親元を離れるなどの若い人は社会経験や契約の知識が十分あるとは言えず、悪質商法や消費者トラブルに巻き込まれる可能性が高くなります。

中でも、「賃貸物件に引っ越した直後、訪問してきた業者に、『みんな契約している』と言われ、高額な換気扇のフィルターを契約させられた」や、「管理会社から紹介されたという事業者から勧められ、水回りの防カビ工事の契約をしたがウソだった」など、新生活の引越し直後を狙った悪質な訪問販売の相談が寄せられています。

消費生活センターを利用しましょう

事業者とのトラブルで困った時は、専門の相談窓口である『消費生活センター』へ相談してください。消費生活センターでは、契約上のさまざまなトラブルや悪質商法などによる被害、ある製品を使ってけがをしたなど、消費生活全般に関する相談に対して、専門の知識を持った相談員が問題解決のためのアドバイスや情報提供をしています。若年者や高齢者で自主交渉が難しい、複雑な案件などの場合は状況に応じて、事業者との交渉のお手伝い(あっせん)もしています。相談は無料ですので、少しでも変だと思ったら一人で悩まず、すぐに相談しましょう。

太宰府市消費生活センター

毎週月～金曜日(年末年始、祝日を除く)

午前9時30分～午後4時

(正午～午後1時までは昼休み)

※予約申込み不要・無料

※電話での相談も受け付けています。

(内線348まで)

場所 市役所2階消費生活相談室

弁護士による多重債務無料法律相談

毎月第3木曜日

午後1時～4時(一人30分程度)

※予約申し込みが必要です。

〈問い合わせ・相談予約申し込み先〉

産業振興課 商工・農政係

(☎内線440)

地球にやさしいエコライフ(180)

問い合わせ 環境課(☎内線308)

みんなでチャレンジ ゼロカーボンアクション30

本市は令和3年6月に2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを宣言しました。脱炭素社会の実現には、一人一人のライフスタイルの転換が重要です。環境省のホームページでは具体的にどんなことをしたらいいのかわかるか、アクションをすることでどんなメリットがあるか紹介されています。「ゼロカーボンアクション30」のできるところから取り組んでみましょう！

出典：環境省ホームページ「ゼロカーボンアクション30—日常生活における脱炭素行動と暮らしにおけるメリット」

1. エネルギーを節約・転換しよう！

- (1) 再エネ電気への切り替え
- (2) フールビズ・ウォームビズ
- (3) 節電
- (4) 節水
- (5) 省エネ家電の導入
- (6) 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう
- (7) 消費エネルギーの見える化

2. 太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう！

- (8) 太陽光パネルの設置
- (9) ZEH(ゼッチ)
- (10) 省エネリフォーム 窓や壁の断熱リフォーム
- (11) 蓄電池(車載の蓄電池)・蓄エネ給湯機の導入・設置
- (12) 暮らしに木を取り入れる
- (13) 分譲も賃貸も省エネ物件を選択
- (14) 働き方の工夫

3. CO2の少ない交通手段を選ぼう！

- (15) スマートムーブ
- (16) ゼロカーボン・ドライブ

4. 食ロスをなくそう！

- (17) 食事を食べ残さない
- (18) 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫
- (19) 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活
- (20) 自宅でコンポスト

5. サステイナブルなファッションを！

- (21) 今持っている服を長く大切に着る
- (22) 長く着られる服をじっくり選ぶ
- (23) 環境に配慮した服を選ぶ

6. 3R(リデュース・リユース・リサイクル)

- (24) 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす
マイバッグ、マイボトルなどを使う
- (25) 修理や修繕をする
- (26) フリマ・シェアリング
- (27) ごみの分別処理

7. CO2の少ない製品・サービス等を選ぼう！

- (28) 脱炭素型の製品・サービスの選択
- (29) 個人のESG投資

8. 環境活動

- (30) 植林やごみ拾いなどの活動